

グリーンイノベーションフォーラム会則

制定：令和6年4月1日

本会則は、グリーンイノベーションフォーラムに参画する機関がグリーンイノベーションフォーラムにおいて活動するにあたって必要な事項を定めるものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、グリーンイノベーションフォーラム（以下「GI フォーラム」という。）と称す。

(目的)

第2条 GI フォーラムは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）が推進するグリーンイノベーション基金事業「バイオものづくり技術による CO₂を直接原料としたカーボンリサイクルの推進」において実施中の「CO₂ 固定微生物利活用プラットフォームの構築」事業で得られる CO₂ 固定微生物とその関連データ、CO₂ 固定微生物利活用プラットフォーム等の成果物の利用促進及び協調領域の特徴を生かした情報交換・連携等の活動を通じて、我が国における CO₂ からのバイオものづくりの社会実装を加速するとともに、バイオものづくり技術によるカーボンリサイクルの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この会則における用語の定義は以下のとおりとする。

- 一 「CO₂ 固定微生物」とは、水素酸化細菌等の CO₂ を直接原料として利用する微生物をいう。
- 二 「GI 微生物 PF 事業」とは、CO₂ 固定微生物利活用プラットフォームの構築事業をいう。
- 三 「NITE コンソーシアム」とは、GI 微生物 PF 事業を実施する機関の集合体をいう。
- 四 「機構」とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構をいう。機構は NITE コンソーシアムの一機関である。
- 五 「参画機関」とは、GI フォーラムに参画する機関をいう。ただし、NITE コンソーシアムの各機関を除く。
- 六 「GI フォーラム微生物」とは、GI フォーラムに対して提供される NBRC 株又は RD 株をいう。
- 七 「プラットフォーム」とは、GI 微生物 PF 事業において構築する CO₂ 固定微生物利活用プラットフォーム及びそのプロトタイプをいう。
- 八 「NITE コンソーシアムデータ」とは、GI 微生物 PF 事業において NITE コンソーシアムが収集・取得したデータのうち、GI フォーラムに開示されるデータをいう。
- 九 「フィードバックデータ」とは、参画機関が GI フォーラムに提供される微生物及びデータ並びにプラットフォームを利用して得たデータのうち、プラットフォームのデータ及び機能の拡充並びに GI フォーラムでの利活用を目的に参画機関から機構に提供されるデータをいう。
- 十 「GI フォーラムデータ」とは、NITE コンソーシアムデータ及びフィードバックデータをいう。
- 十一「GI 成果物」とは、GI フォーラム微生物、GI フォーラムデータ及びプラットフォームをいう。
- 十二「担当者」とは、参画機関において、GI フォーラムの事務局との連絡を担う者をいう。

第2章 GIフォーラムの構成と活動

(GIフォーラムの構成)

第4条 GIフォーラムは、以下の組織で構成される。

- 一 機構を含む NITE コンソーシアムの各機関
- 二 参画機関

2 GIフォーラムを運営するための事務局を置く。機構が事務局を担う。

3 本会則に別段の定めがない限り、本会則の適用は、GI 微生物 PF 事業における知財運営委員会（以下「知財運営委員会」という。）の決議によって決定され、その実施は機構に委任されるものとする。

4 機構は、事務局として、本会則に定められた事項及び知財運営委員会から委任された事項を実施する。

(活動内容)

第5条 GIフォーラムは、第2条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- 一 機構による参画機関への GI 成果物の開示及び提供
- 二 参画機関による CO₂ からのバイオものづくりの社会実装を目的とした GI 成果物の利活用及びプラットフォームの整備・拡充の支援
- 三 GI 成果物の利活用及び CO₂ からのバイオものづくり等に関する勉強会・意見交換の実施
- 四 その他 GI フォーラムの目的を達成するために必要な事項

(活動期限)

第6条 GIフォーラムの活動期限は、2031年3月31日、又は、GI 微生物 PF 事業の終了日のいずれか早い日までとする。

(事務局の業務)

第7条 事務局は、次の各号の業務を行う。

- 一 参画機関の入退会手続
- 二 勉強会・意見交換の企画と運営
- 三 参画機関、NITE コンソーシアムの各機関及び NEDO 等関連機関との連絡調整
- 四 その他、GI フォーラムの運営に必要と認められる業務

第3章 参画機関の条件等

(参画機関の加入条件)

第8条 参画機関は、GIフォーラムに加入するにあたり、以下の各号の条件をいずれも満たさねばならない。

- 一 GIフォーラムの目的に賛同し、積極的に活動に参画する意志と能力があること。
- 二 NITE コンソーシアム及び他の参画機関と円滑に協調する意志と能力があること。

- 三 主たる住所が日本国内に登録されている企業、大学等であること。ただし、大学等については、社会実装を担当する企業等との契約関係が存在し、当該企業等が GI フォーラムに加入することを条件とする。
- 四 事業活動にかかる主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有する機関であること。
- 五 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
- 六 知財運営委員会の同意が得られること。

（会費）

第9条 GI フォーラムに参画するにあたって、入会金や年会費等の会費は徴収しない。ただし、イベント等の開催にあたっての必要経費について、開催に賛同した参画機関が分担する場合がある。

2 参画機関は、自己が GI フォーラムにおいて活動するにあたり必要となる経費を自己で負担せねばならない。

（入会）

第10条 GI フォーラムに入会を希望する機関は、本会則に同意の上、別に定める GI フォーラム入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、GI フォーラム入会申込書を知財運営委員会に諮り、承認が得られた場合、速やかに、参画機関にその旨を通知する。

3 事務局は、入会が承認されなかった場合、速やかに、申込者にその旨を理由とともに通知する。

（参画機関及び担当者に関する情報の修正）

第11条 参画機関は、事務局に届け出ている参画機関及び担当者に関する情報に変更が生じた場合には、速やかに、事務局にその旨を変更内容とともに届け出なければならない。

（退会）

第12条 参画機関は、退会届を事務局に提出することで、任意に退会することができる。ただし、GI 成果物を利用している場合には、退会に先立ち、フィードバックデータを提出しなければならない。

（除名）

第13条 参画機関が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、知財運営委員会は、当該参画機関を除名することができる。

- 一 参画機関が、法令等又は本会則に違反した場合
- 二 参画機関が、GI フォーラムの目的に反する行為をした場合
- 三 参画機関が、GI フォーラム、他の参画機関又は NITE コンソーシアムの各機関の利益や名誉を毀損した場合
- 四 参画機関が、第 8 条各号のいずれかを満たさなくなった場合
- 五 その他除名すべき正当な事由がある場合

2 事務局は、前項の規定により知財運営委員会が参画機関の除名を決定したときは、速やかに、当該参画機関に対し、除名した旨を通知する。

第4章 GI フォーラム構成員の権利と義務

(会則、規約等の遵守)

第14条 参画機関及び NITE コンソーシアムの各機関は、本会則を遵守しなければならない。これによりがたい場合は、事務局と協議の上、知財運営委員会の承認を得ること。

2 参画機関は、GI 成果物の利用にあたっては、別途定める「GI フォーラムにおけるデータ利用規約」又は「GI フォーラムにおける NBRC 株利用規約」若しくは「GI フォーラムにおける RD 株利用規約」(以下まとめて「規約等」という。)を遵守しなくてはならない。

(参画機関の権利)

第15条 参画機関は、CO₂ からのバイオものづくりの社会実装のために、GI 成果物を利用することができる。

2 参画機関は、自己が GI 成果物を利用して得た情報を他の参画機関及び NITE コンソーシアムの各機関に共有することができる。

3 参画機関は、自己が GI 成果物を利用して新たに発明を行った場合、それを特許出願することができる。

4 参画機関は、NITE コンソーシアムの各機関が GI 成果物を利用して新たに得た発明を特許出願した場合、出願後直ちに事務局から当該情報を受領できるとともに、実施許諾に関して当該機関と協議を開始することができる。

5 参画機関は、事務局を通じ、NITE コンソーシアムに対して、利用したい菌株又はデータ若しくはプラットフォームの機能等についての要望を提出することができる。NITE コンソーシアムの各機関は、GI 微生物 PF 事業の範囲において、提出された要望の実現に向けて参画機関と協議する。

6 NITE コンソーシアムの各機関が参画機関に協力し発明に貢献した場合は、共有持分について協議するものとする。

(NITE コンソーシアムの各機関の権利)

第16条 NITE コンソーシアムの各機関は、GI 成果物を利用することができる。

2 NITE コンソーシアムの各機関は、自己が GI 成果物を利用して得た情報を参画機関及び NITE コンソーシアム内の他機関に共有できる。

3 NITE コンソーシアムの各機関は、自己が GI 成果物を利用して新たに得た発明を特許出願することができる。

(他者の権利その等)

第17条 GI 成果物に、NITE コンソーシアムの各機関、他の参画機関又は第三者の権利が含まれる場合、これらの権利の処理は、利用する参画機関の責任において対応するものとする。

(フィードバックデータの提供)

第18条 参画機関は、別途定める規約等に基づき、GI 成果物を利用した場合、フィードバックデータを事務局に提供しなくてはならない。活動期限以前に退会する場合は、退会前に必ずこれを提供しなくてはならない。

- 2 参画機関は、フィードバックデータ提供にあたり、以下の各号について同意したものとみなす。
 - 一 プラットフォームのデータ拡充及び GI フォーラムでの利活用を目的に、プラットフォームに登録されたフィードバックデータが活動期限まで GI 成果物の一部として NITE コンソーシアム及び他の参画機関に開示されること
 - 二 プラットフォームを通じて開示されたフィードバックデータが活動期限以降プラットフォームを通じて原則一般公開されること
- 3 参画機関は、フィードバックデータの提供時点において当該データに関して自己の知的財産権の対象でないことを保証しなければならない。

(成果の開示、公表及び報告)

第19条 参画機関及び NITE コンソーシアムの各機関は、活動期限内は、GI 成果物（公知のものを除く）を利用して得られた成果を特許出願、特許の商業的实施又は製品の販売を含む事業化以外の目的では、原則開示又は公表してはならない。

- 2 機構は、GI 微生物 PF 事業で得られた成果の幅広い利活用を目的に、活動期限以降、GI 成果物を原則一般公開するものとする。
- 3 参画機関は、機構の求めに応じ、社会実装に向けた GI 成果物の活用状況及び GI 成果物を利用した社会実装の進捗状況を報告するものとする。この項については、活動期限後 10 年間有効とする。
- 4 参画機関は、GI 成果物を用いた海外を含む特許出願、特許公開、特許登録又は特許の商業的实施（第三者への実施許諾を含む。）の事実を、事後 1 か月以内を目処として機構へ報告しなければならない。
- 5 参画機関は、GI 成果物を用いた製品の販売開始の 3 か月前まで及び販売開始後 1 か月以内に機構にその旨を報告しなければならない。
- 6 参画機関は、機構による NEDO、経済産業省等への GI 成果物を用いた成果の報告に可能な限り協力しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 参画機関は、その代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人又は媒介者（以下「関係者」という。）が、過去 5 年間、現在及び将来において次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約するものとする。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号。その後の改正を含み、以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- 三 暴力団準構成員
- 四 暴力団関係企業
- 五 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団

- 六 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限らない。）を有する者
 - 七 その他前各号に準じる者
- 2 参画機関は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限らない。）をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準じる行為

第5章 情報の管理について

（NITE コンソーシアムによる秘密保持義務）

- 第21条 NITE コンソーシアムの各機関は、活動期限内は GI 成果物（公知のものを除く）を NITE コンソーシアム及び参画機関を除く第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、NEDO、経済産業省等への GI 微生物 PF 事業にかかる成果報告及び GI 成果物を利用して得られた自己の成果を特許出願、特許実施又は製品の販売を含む事業化の目的で開示又は公表する場合はこの限りではない。
- 2 NITE コンソーシアムの各機関は、GI フォーラム活動において参画機関から開示され又は知り得た情報のうち、GI 成果物以外の情報について、当該参画機関の承諾なしに NITE コンソーシアム外に開示又は漏洩してはならない。
- 3 NITE コンソーシアムの各機関は、前 2 項に記載の秘密情報の開示を受けた所属員が当該機関に所属しなくなった後も、前 2 項の規定が適用されるよう措置しなければならない。
- 4 NITE コンソーシアムの各機関は、NITE コンソーシアムから離脱した後も、前 3 項の規定を遵守しなければならない。

（参画機関による秘密保持義務）

- 第22条 参画機関は、活動期限内は GI 成果物（公知のものを除く）を NITE コンソーシアム及び他の参画機関を除く第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、NEDO のグリーンイノベーション基金事業を実施する参画機関が GI 成果物を利用して得られた自己の成果を NEDO 又は経済産業省に報告する場合並びに GI 成果物を利用して得られた自己の成果を特許出願、特許実施又は製品の販売を含む事業化の目的で開示又は公表する場合はこの限りではない。
- 2 参画機関は、GI フォーラム活動において他の参画機関又は NITE コンソーシアムの各機関から開示され又は知り得た情報のうち、GI 成果物以外の情報について、開示者の承諾なしに第三者へ開示又は漏洩してはならない。
- 3 参画機関は、前 2 項に記載の秘密情報の開示を受けた所属員が、当該機関に所属しなくなった後も、前 2 項の規定が適用されるよう措置しなければならない。

4 参画機関は、退会又は除名の後も前 3 項の規定を遵守しなければならない。

(個人情報の管理)

第23条 参画機関及び NITE コンソーシアムの各機関は、GI フォーラム活動において取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。以下同じ。）については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第6章 その他

(本会則の変更)

第24条 事務局は、NITE コンソーシアムの各機関又は参画機関からの申し出により本会則を変更すべき事象を認識した場合には、以下の各号の手順にて変更できるものとする。

- 一 事務局は、変更理由を添えた変更案を作成し、知財運営委員会において変更の是非を審議・決定する。
- 二 事務局は、知財運営委員会により承認された変更案を全参画機関にメールにて 10 営業日以上の上の審議期間をもって諮る。
- 三 事務局は、全参画機関数の 3 分の 2 以上の賛成をもって本会則を変更する。参画機関から連絡がない場合には、再度連絡し、その時点から 3 営業日待っても回答がない場合には、賛成したものとみなす。
- 四 事務局は、審議中に、参画機関から変更案について修正すべき点を指摘された場合、その指摘が妥当なものであるかを知財運営委員会にて確認し、妥当なものである場合、審議を中断し、改めて諮りなおすものとする。

2 事務局は、本会則を変更した場合には、参画機関及び NITE コンソーシアムの各機関へ周知する。

(権利義務の譲渡の禁止について)

第25条 参画機関は、本会則に基づき発生した権利又は義務を、参画機関以外に譲渡し又は担保に供することはできないものとする。

(準拠法・裁判管轄について)

第26条 本会則の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。

2 本会則に関して紛争が生じた場合には、事務局の所在地（東京都渋谷区西原 2 丁目 49 番地 10 号）を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第27条 本会則に定めのない事項については、NITE コンソーシアムの各機関及び参画機関の協議をもって、これを解決するものとする。